

街にいろどりを。人にときめきを。

静鉄グループ

2017年度

運輸安全報告書



しずてつジャストライン株式会社

本レポートは…

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P.3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	P.4～P.6
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)	P.7
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P.8
5. 輸送の安全に関する重点施策	P.9
6. 輸送の安全に関する計画	P.10～P.12
7. 輸送の安全に関する実績	P.13～P.18
8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画	P.19～P.20
9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	P.21
10. 安全管理規程、安全統括管理者	P.22～P.24
11. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P.25

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

スローガン

一.我々は、

お客様が安心して乗車できるよう
「健康管理」「運転技能の向上」「規則の遵守」に努め
安全輸送を確立します。

二.我々は、

お客様が移動中の時間をより快適に過ごしていただくための
ソフト・ハード面のサービスを充実させます。

三.我々は、

お客様が目的地までスムーズに移動できるよう
利便性を追求します。



2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

1 2017年度 事故防止目標・年間事故件数

●目標および件数

目 標		事故件数
死亡事故	0件	0件
横断歩道上での事故	0件	0件
車内の事故	3件以内	1件

●年間事故防止行動

- (1) 発車の操作
 - ・発車時に、指差確認呼称を行う。
- (2) 交差点での操作
 - ・黄色信号の進入は厳禁する。
 - ・交差点右左折時は、一旦停車で安全確認後、徐行で進行する。
- (3) 横断歩道での操作
 - ・歩道の手前では歩行者、二輪車の有無を確認する。
- (4) 車間距離の操作
 - ・走行中は、最低バス1台以上の車間距離を確保する。
 - ・停車中は前車のナンバープレートが確認できる車間距離を確保する。
- (5) 危険を予知した時の操作
 - ・すぐに停止できる速度で徐行を行う、または一旦停車する。

2 全社および各営業所別事故防止目標

営業所名	上 期	下 期
全 社	自転車との事故撲滅	車内事故の撲滅
西久保	車内事故の撲滅	車内事故の撲滅
鳥 坂	自転車との事故撲滅	車内事故の撲滅
小 鹿	自転車との事故撲滅	車内事故の撲滅
丸 子	追突事故の撲滅	交差点での事故撲滅
唐 瀬	交差点での事故撲滅	交差点での事故撲滅
岡 部	交差点での事故撲滅	車内事故の撲滅
相 良	交差点での事故撲滅	狭路における路地・駐車場からの進入車との事故防止
浜 岡	交差点での事故撲滅	車内事故の撲滅

3 安全に関する外部表彰実績

●団体表彰実績

(1) 第54回静岡県自動車連合会安全運転コンクール (中部運輸局静岡運輸支局・静岡県バス協会)

表彰名	営業所名
中部運輸局静岡運輸支局長 静岡県自動車連合会長連名表彰	鳥坂営業所
静岡県警察本部長 静岡県自動車連合会長連名表彰	相良営業所
静岡県バス協会長表彰事業所	西久保営業所、唐瀬営業所、小鹿営業所 岡部営業所、浜岡営業所

(2) 優良安全運転事業所表彰(自動車安全運転センター)

表彰名	営業所名
プラチナ賞	西久保営業所
金賞	丸子営業所、浜岡営業所
銀賞	本社
銅賞	唐瀬営業所、岡部営業所

●個人表彰実績

表彰名	該当者
国土交通省 平成29年度:永年勤続バス運転者／大臣表彰	1名
国土交通省中部運輸局 平成29年度:永年勤続バス運転者／局長表彰	7名
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 平成29年度:永年勤続バス運転者／支局長表彰	10名
公益社団法人日本バス協会 平成29年度:永年勤続バス運転者／日本バス協会会長表彰	3名
一般社団法人静岡県バス協会 平成29年度:永年勤続バス運転者／静岡県バス協会会長表彰	12名
静岡県高速道路交通安全協議会 平成29年度:優良運転者／高速隊長・会長連名表彰	3名
静岡県高速道路交通安全協議会 平成29年度:優良運転者／支部長表彰	6名

4 地域への社会貢献活動

●活動実施実績

(1) 各地域の小学校を中心に交通安全教室を年間77回実施

バスの乗降時、バス前後の横断の危険性やバス運転席からの死角、内輪差を体感



交通安全教室



(2) 60歳以上の高齢者を対象とした「バスの車内事故防止教室」を静岡市と合同実施・・・年3回

(3) 「第4回 しずてつバスフェスタ」の実施



第4回しずてつバスフェスタ

2017年9月24日(日)

会場: 藤枝駅南口正面の駅前通り
(ストリート105)

来場者数: 約3,000人

お客様への日頃の感謝と、当社への関心や理解を一層深めていただくために実施

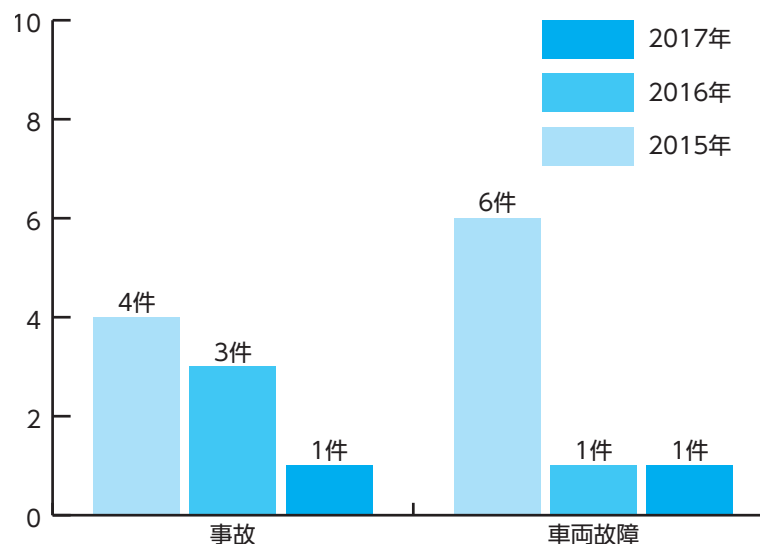


3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2017年度における自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、次のとおりであります。

2017年度	
事 故	1件 (対前年：△2件)
車両故障	1件 (対前年：±0件)

※上記件数は弊社に責任のない事故件数も含みます。



【参考】自動車事故報告規則第2条 (抜粋)

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

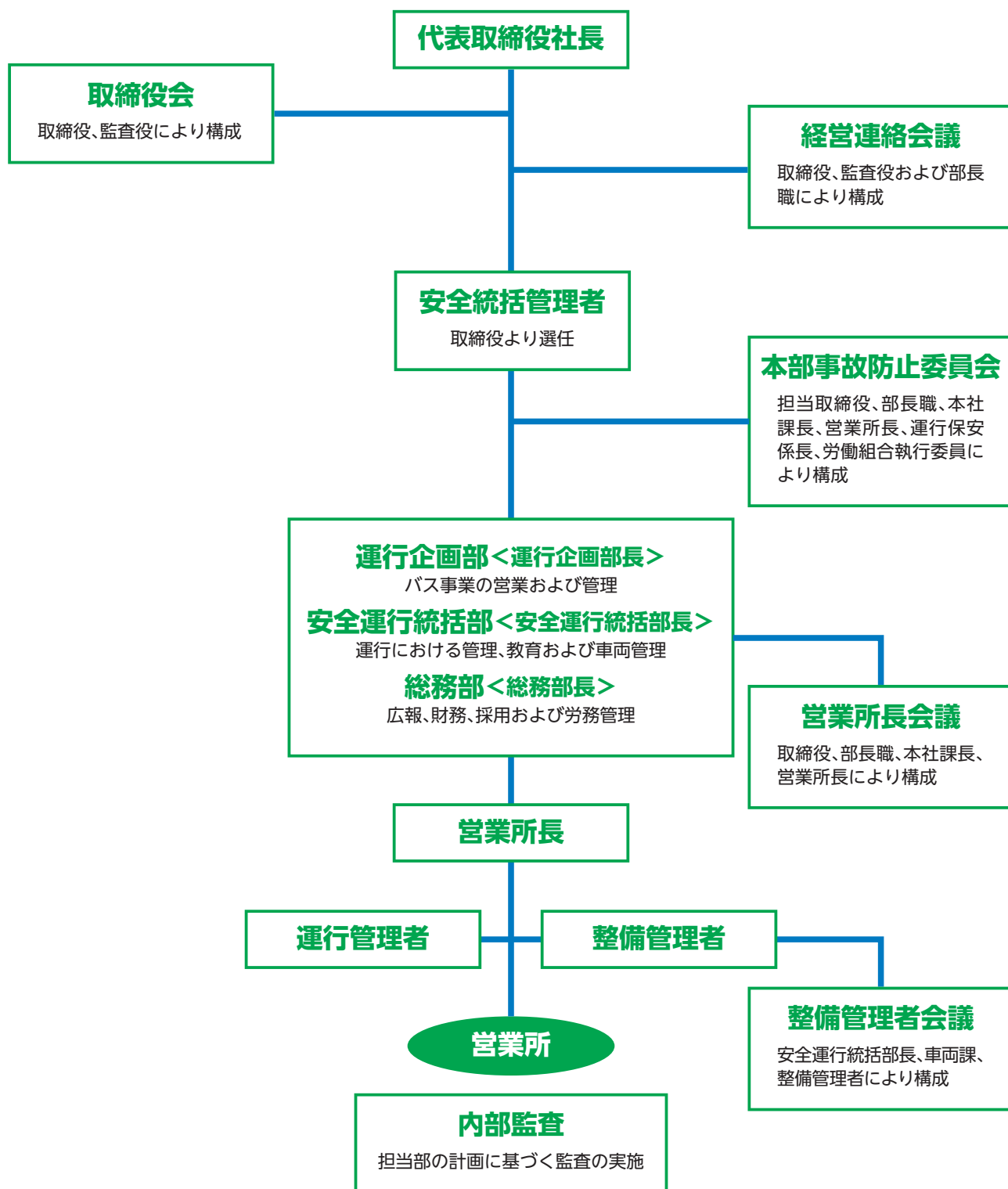
1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注1)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車が積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物・火薬類等)
6. 自動車が積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの(故障によるものに限る。)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

注1:14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

注2:11日以上治療を要する傷害

4.

輸送の安全に関する組織体制および 指揮命令系統



※運転士への教育は、安全運行統括部運行支援課が担当 ※運転士以外への教育は、総務部人事課が担当

5. 輸送の安全に関する重点施策

●輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定め実施してまいりました。

- (1) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (2) 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- (3) 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

※具体的な実施内容につきましては、下記をご参照下さい。

6. 輸送の安全に関する計画 (P.10～P.12)
7. 輸送の安全に関する実績 (P.13～P.18)
8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画 (P.19～P.20)

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に則って、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

1 経営トップによる職場巡視(毎月1回程度)

毎月1回各営業所へ訪問し、現場部門での問題点等を共有

2 安全統括管理者による職場巡視(毎月1回程度)

毎月1回各営業所へ訪問し、現場部門での問題点等を共有

3 会議体の開催実績

(1) 経営連絡会議	年12回
(2) 営業所長会議	年12回
(3) 本部事故防止委員会	年12回
(4) 合同(運行・整備)事故防止会議	年4回
(5) 静鉄グループ事故防止委員会	年1回
(6) 整備管理者会議	年12回
(7) 支部事故防止委員会	各営業所月1回程度
(8) 筆頭助役会議	年1回
(9) 高速バス運転士代表者会議	年2回

4 交通安全啓発運動への参加

- (1) 警察庁主催
 - ・春の全国交通安全運動(4月)
 - ・秋の全国交通安全運動(9月)
- (2) 静岡県交通安全対策協議会主催
 - ・夏の交通安全県民運動(7月)
 - ・冬の交通安全県民運動(12月)
- (3) 中部運輸局静岡運輸支局主催
 - ・年末年始の輸送等に関する安全総点検(12月～1月)
- (4) 静岡県バス協会主催
 - ・静岡県バス事業安全運転コンクール(4月～6月)
 - ・車内事故防止キャンペーン(7月)

※上記期間中は街頭広報の実施およびリボンの着用を実施。また、車両へはマグネットを取付けて啓蒙。

5 監査

- (1) 乗務監査..... 随 時
- (2) 街頭監査..... 月3回
- (3) 集中乗務監査..... 年12回
- (4) 出勤監査..... 年12回

6 研修

※ 8. 輸送の安全に関する教育および研修計画 (P.19～P.20) にて記載させていただきます。

7 訓練

地震・津波発生時の防災訓練..... 年3回

(1) 緊急地震速報システムを活用したお客様案内訓練の実施

地震発生時は、緊急地震速報がバス全車両に搭載された無線機へ自動的に送信されます。

(2) 消火器・発電機訓練の実施(本社および営業所)

(3) 安全運転訓練車を使用した訓練の実施
(本社および営業所)



安全運転訓練車を使用した訓練



緊急地震速報システム

(4) 安否確認システムによる
従業員へのメール斉送信

地震発生時における従業員の安否確認と被災状況を把握し、運転士の確保を迅速に行います。

(5) 津波ハザードマップの作成
従業員全員への配布



津波ハザードマップ▶

〈外部機関との連携訓練〉

日本坂トンネル防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年1回(11月)

中日本高速道路株式会社が主催の訓練に参加



日本坂トンネル防災訓練



不審物対応訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年1回(11月)

静岡中央署警備課と共同で実施



不審物対応訓練



バスジャック訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年1回(3月)

静岡中央署が主催の訓練に参加



バスジャック訓練



7. 輸送の安全に関する実績

1 実績額

2017年度の輸送の安全に関する主な実績は、次のとおりであります。

〈単位:千円〉

項 目	実績額	内 容
教育・研修費	4,348	◆外部訓練・セミナー参加 ◆技能教習用設備更新
健康管理費	17,066	◆人間ドック(40歳以上の乗務員、5年毎)・・・・・・・・ 121名 ◆脳ドック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128名 内訳:40歳以上の乗務員(5年毎)・・・・・・・・ 121名 高速バス乗務員新規登用者・・・・・・・・ 7名 ◆インフルエンザ予防接種・・・・・・・・・・・・・・ 全従業員 ◆睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査・・・・・・・・・・ 全運転士
設備投資	726,147	◆新型車両の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15台 3点式のシートベルトを全座席に設置・・・・・・・・ 3台 ◆既存車両への安全向上対策 車いす固定ベルトの追加・・・・・・・・・・・・ 15台 デイルイトの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61台 バックソナーの設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 135台 車両接近お知らせ装置の導入・・・・・・・・・・ 165台 ◆IT点呼(点呼支援システム)の導入(鳥坂・相良営業所) ◆営業所・車庫・反転地のフェンス工事等 ◆IP無線の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 全車両 ◆バスロケーションシステムの更新
その他	5,499	◆運転記録証明(SDカード) ◆安全カード・事故防止啓蒙ポスター ◆無事故表彰
実績額合計	753,060	

※人件費および法令で定められた定期健康診断等の費用は含まれておりません。

※車両修繕費は含まれておりません。

2 安全対策の充実

●IT点呼(点呼支援システム)の導入

点呼業務にIT機器を連携させることで確実に厳正な運行管理が可能なIT点呼(点呼支援システム)を昨年度の西久保営業所に引き続き鳥坂・相良営業所に導入を行いました。今後も各営業所に順次導入していきます。

目 的	設置機器	内 容
出出勤状況の確認	大型表示器	大型モニターに出勤(退勤)時間等を表示する事で運転士に点呼状況を共有し、ミスを防ぎます。
厳正な点呼	静脈認証装置 アルコール検知器 免許証リーダー	静脈認証とアルコール検知器(記録画像付)を併用することで、確実に厳正な点呼を行い、出出勤の時間が各種機器により自動で記録されるため、点呼簿への記入などの作業が無くなると同時に記入漏れが無くなります。 また、アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。
健康状態の確認	問診用タブレット 体温計(非接触型) 血圧計(通信型)	乗務の可否を判断する際に必要な運転士の体調については、タブレットによる問診・体温測定・血圧測定により客観的に判定する為、体調不良者を乗務させる事が無くなります。 また、全員の健康意識の向上が期待出来ます。
セキュリティの強化	ICタグ ICリーダー	ICタグ、ICリーダーで、車両の鍵と金庫の持ち出し・返却管理を行う事で、セキュリティの強化を図ります。

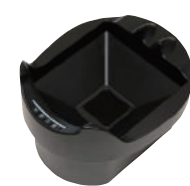
出出勤状況の確認

未出勤、未点呼者を画面で明確化する事で点呼漏れを防止。また、大型モニターで未点呼者を表示する事により、運転士に点呼状況を共有し、ミスを防ぎます。
またTV電話と併用する事で、離設車庫での点呼業務にも対応しています。
なお、点呼時刻(始業・中間・終業)が近づいた未点呼者に対して画面と音声による警告を行う事でヒューマンエラーによる見落としを防止します。

出 発	状 況	車 番	ダイヤ	出 勤 時間	名 前	ALC	健康 管理	鍵	金庫	点呼
西久保	出勤	1234	A01	10:43	静岡太郎	10:37	10:44			
西久保	出勤	2345	B02	10:50	駿河次郎	あと4分				
新戸	出勤	3456	C01	10:55	清水良子	あと9分				
西久保	中間	1234	A01	12:00	静岡太郎		-	-	-	
西久保	中間	2345	B02	13:00	駿河次郎		-	-	-	
水庫館	中間	3456	C01	14:00	清水良子		-	-	-	
西久保	終業	2345	B02	18:00	駿河次郎		-	-	-	
新戸	終業	3456	C01	20:00	清水良子		-	-	-	

厳正な点呼

静脈認証を用いて個人認証を行う事により、確実に厳正な点呼が行えます。



静脈認証装置



点呼者用画面表示

運転士が点呼時に静脈認証を用いて個人認証を行い、各種検査結果を点呼用画面に表示。また点呼も静脈認証を行う事で、点呼簿への記入・捺印等の手間が省けます。(最大5人まで点呼可能)



アルコール検知器



免許証リーダー▶

検査結果表示▲

アルコール検知時に免許証所持確認を行い、免許情報により有効期限切れを防止します。

健康状態の確認

国土交通省で作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づいた、タブレットによる問診・体温測定・血圧測定を行う事で、日々の運転士の健康状態を客観的に確認する事により、「健康起因による事故」を防止します。



機器一式



血圧計(通信型)



▲体温測定(非接触型)

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に沿った問診

セキュリティの強化

車両の鍵と金庫については、各保管場所に設置したICリーダーに運転士が所持しているICカードと鍵・金庫に装着しているICチップを読み込ませる事で、持ち出し・返却管理を行い、セキュリティの強化を図ります。



ICカード・ICリーダー



ICタグ(鍵)



金庫リーダー

●最新の安全技術を搭載した車両(ASV)の導入

日々の安全な運行をサポートする機能が搭載された車両を積極的に導入しています。最新の安全技術の内容は次のとおりです。

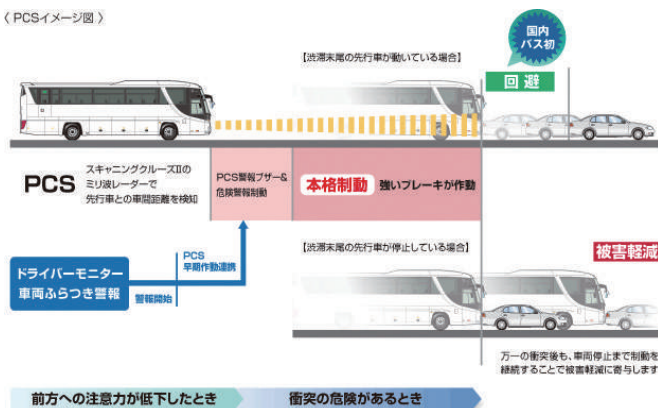


最新型の安全技術を搭載した車両▶

(1) 衝突被害軽減ブレーキシステム(PCS)

衝突時の速度を抑え、衝突被害の軽減に寄与するシステムです。走行中、ミリ波レーダーが常に前方を検知・分析。万一追突の恐れがある場合に警報やブレーキ作動で注意を促し、追突の可能性が高くなるとより強力なブレーキが作動します。2017年度までに高速道路走行車両で28台導入しています。

〈PCSイメージ図〉



(2) 車両安定制御システム(VSC)

カーブを曲がる時に起こる横滑りを抑え、車両を安定させるシステムです。車両の横滑りセンサーが検知すると各タイヤに自動的にブレーキをかけたり、エンジンパワーを制御し車両を安定させます。2017年度までに高速道路走行車両で19台導入しています。

〈VSC装着車と非装着車の比較/イメージ図〉



(3) ドライバーモニター

画像センサーを用いて走行中ドライバーの顔の向きや瞳の開閉状態をカメラでモニター。前方への注意力不足を検知した場合、警報音と警告表示で注意を喚起します。2017年度までに高速道路走行車両で15台導入しています。



モニターカメラがドライバーの運転状態を確認

●後付け型衝突防止補助装置(モービルアイ)の導入

モービルアイは、衝突防止補助装置で、車両のフロントガラスに取り付けたカメラが前方車両との距離やふらつき運転、歩行者との接近等、衝突の危険性を察知した場合に警告音と、アイコン表示で運転士に知らせます。ASV技術搭載車以外的高速道路走行車両全車に導入しています。



モービルアイ▶

●クラウド型デジタルタコグラフの導入

走行中の速度等の変化をグラフ化し、運転の状況・位置情報をリアルタイムに把握できるようになっています。

これにより、運転士へのリアルタイムな運転指導が可能となり、事故防止に繋がります。都市間高速バス全車に導入しています。

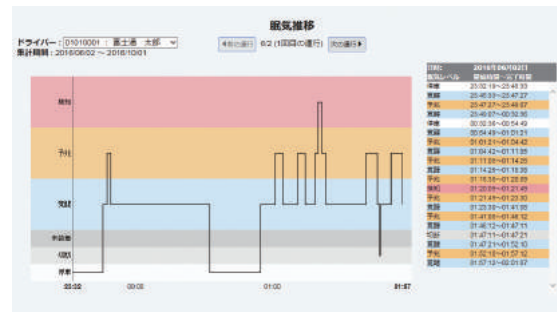


●眠気検知センサー(フィーリズム)の導入

ドライバーの脈波から眠気の傾向を察知し、瞬時にドライバーに通知するセンサーです。高速道路走行車両全車に導入しています。

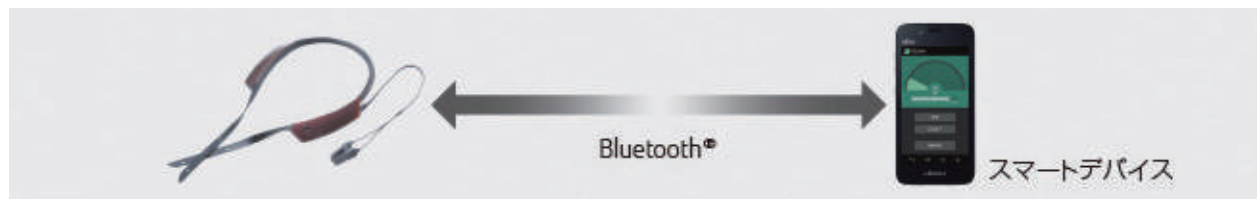


▲フィーリズム



▲眠気記録表示

▼フィーリズム(イメージ)



●シートベルト着用啓蒙

- (1) お客様へのシートベルト着用案内および目視による確認の徹底
- (2) 高速・貸切バスの各座席の網ポケットに「安全のしおり」を設置
- (3) シートベルト着用動画の作成・動画放送の実施(高速・貸切バス)
- (4) シートベルト着用啓蒙ヘッドカバーの装着(高速・貸切バス)



シートベルト着用啓蒙ヘッドカバー



安全のしおり

●その他安全装備

(1) ヘッドライトのLED化

夜間や雨天時の視認性向上により、事故防止に繋がります。消費電力を抑えながら、広範囲を照らす事が出来ます。これまでに導入した車両でLEDライトへの交換が可能な車両に順次導入しています。

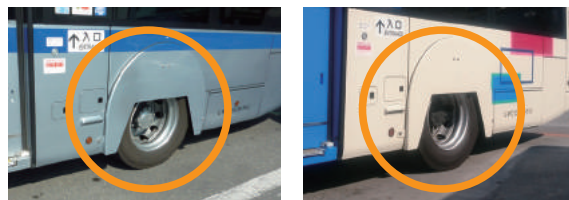
ヘッドライトのLED化▶



(2) リヤタイヤ巻き込み防止カバー（低床バス）

左折時、後輪での巻き込み事故を防止するカバーです。昨年度に引き続き、導入しています。

リヤタイヤ巻き込み防止カバー▶



(3) 車椅子用反転式スロープ板

簡単な操作で素早く設置でき、車椅子での乗降がより安全に行えます。昨年度に引き続き、導入しています。

車椅子用反転式スロープ板▶



(4) ドライブレコーダー

走行記録を録画し、万一の事故や運転士の指導等に活用します。常時録画方式、6カメラ設置（車外4か所・車内2か所）。全車両に搭載が完了しています。



ドライブレコーダーを活用した運転士指導



ドライブレコーダー画面

(5) 3点式シートベルト

全座席に3点式シートベルトを設置した車両を2017年度高速道路走行車両で3両導入しています。

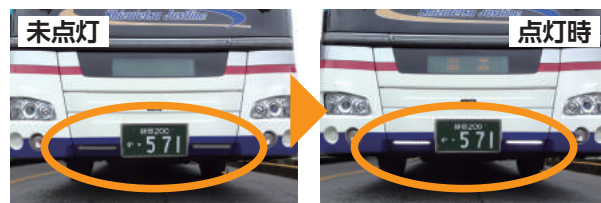
3点式シートベルト▶



(6) デイライト

他の自動車へ自車の存在、位置を知らせる事で事故防止に繋がります。

デイライト▶



●健康管理

(1) 人間ドック 40歳以上の運転士(5年毎) …… 121名受診

(2) 脳ドック 40歳以上の運転士(5年毎) …… 121名受診
高速バス運転士新規登用者 …… 8名受診

※人間ドック・脳ドックについては2013年度から実施し、2017年度までに40歳以上の運転士全員の受診が完了しました。

(3) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査 …… 全運転士に実施



MRI検査

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

1 運転士

対象者	教習・研修内容	回数	受講者
新人 (入社～配属まで)	初任者(運転技能・接遇)	都度	全員
新人 (配属3年未満)	新人フォローアップ(運転技能・接遇) (配属1・3・6・9・12・18ヵ月後、2・3年目)	都度	全員
高速(貸切)バス 運転士	登用時初任者研修	年2回	全員 (7名)
	雪道走行訓練	年1回	7名
	運転技能向上(高速走行訓練)	年1回	51名
	外部機関による運転技能向上 (安全運転中央研修所)	年2回	20名
OB運転士	運転技能向上	年1回	69名
全員	ヒヤリ・ハット、ドライブレコーダー等を 活用した個人面接	年3回	全員
	過去の重大事故振り返り	年7回	全員
	外部機関による運転技能向上 (クレフィール湖東交通安全研修所)	年2回	20名
	運転業務作業標準を用いた 運転操作・接客接遇研修	都度	全員

※外部機関による運転技能向上研修および指導力向上研修は、2017年度の実績。

2 その他(運転士以外)の社員

対象者	教習・研修内容	回 数	受講者
運行管理者	運行管理者資格保有者による能力向上	年1回	全 員
	新任管理者研修	年1回	新任管理者
	筆頭助役研修	年1回	8名
整備士	整備管理者による技術向上(静岡日野自動車)	年1回	全 員
	整備士による技術向上 (ジェイ・バス株式会社 宇都宮工場)	年1回	全 員
	大型車走行訓練	年2回	全 員
全 員	過去の重大事故振り返り	年7回	全 員
本社・管理部門	運輸安全マネジメント研修	年1回	本社・管理部門 全員



安全運転訓練車を使用した運転技能訓練



車庫内での運転技能訓練



雪道走行訓練



本社・管理部門に向けた運輸安全マネジメント研修

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

安全管理の取り組みが効果的に実施されているかについて、2018年2月21日、3月5日にわたり内部監査を実施。2018年3月26日に役員に対し、監査結果の報告を行いました。

1 監査目的

安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性および安全管理体制の有効性の確認を監査により保証する。

2 監査部門と対象者

- (1) 被監査部門…………… 安全運行統括部
- (2) 被監査対象者…………… 安全運行統括部長
安全運行統括部担当部長兼運行支援課長
安全運行統括部副部長兼運行保安課長

3 監査項目

- (1) ドライブレコーダー画像抽出作業の負担感解消の改善状況
安全運転訓練車の営業所運行路線での訓練の実施状況
- (2) 運輸安全マネジメント評価における指摘事項に関するPDCAサイクルの実施状況
- (3) 運輸安全マネジメントガイドライン14項目に関するセルフチェック体制および改善状況

10. 安全管理規程、安全統括管理者

1 安全管理規程

安全管理規程

2006(平成18)年10月1日改定
2009(平成21)年9月16日改定
2014(平成26)年5月1日改定
2015(平成27)年5月16日改定
2016(平成28)年6月1日改定

第1章:総則

(目的)

- 第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章:輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

- 第3条 (1)社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
- (2)輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。
- (3)輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

(安全を確保するための重点施策)

- 第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- (1)輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (2)輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- (3)計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- (4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5)輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

- 第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。
- (1)会社全体の年間目標
- (2)会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

- 第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章:輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

- 第7条 (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
(2) 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
(3) 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
(4) 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第8条 1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。
(1) 安全統括管理者
(2) 運行管理者
(3) 整備管理者
(4) その他必要な責任者
2. 運行企画部長「バス事業の営業および管理担当」、安全運行統括部長「運行における管理、教育および車両整備担当」、総務部長「広報、財務、採用および労務管理を担当」(以下「担当部部长」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、担当部部长の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
4. 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第9条 1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
(3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責任と権限)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任と権限を有する。
(1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
(3) 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
(5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
(6) 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
(8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
(9) 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章:輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

- 第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

- 第12条 社長はじめ取締役と営業所や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 (1) 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則(総括編) 総務17条非常事故災害措置規程とする。
- (2) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- (3) 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- (4) 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 (1) 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

- 第16条 (1) 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- (2) 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 1. 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数および類型別の事故件数)
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者、安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

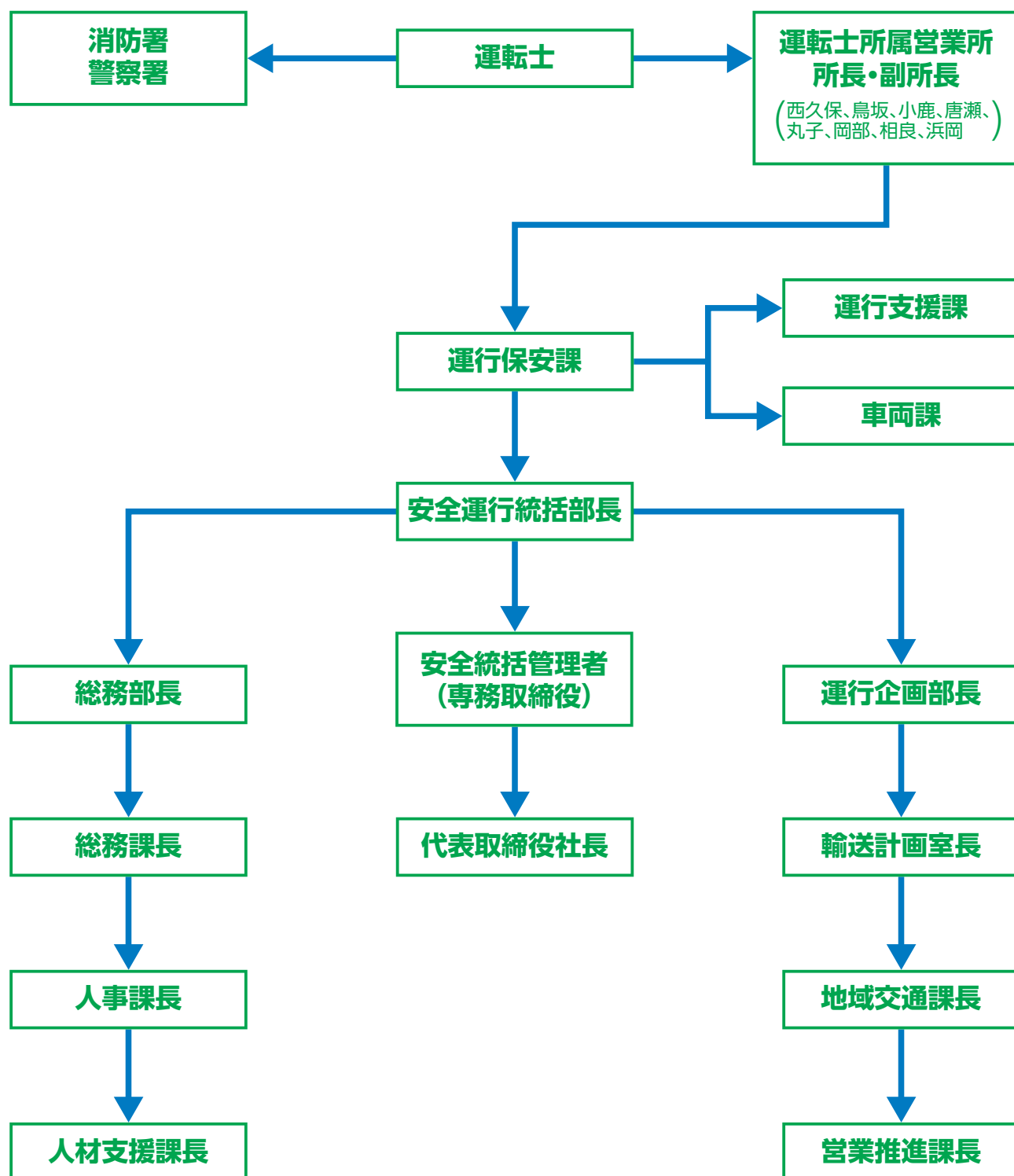
(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

- 第18条 (1) 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。
- (2) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- (3) 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

2 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第4項の規定により、当社専務取締役を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運輸事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たしております。

11. 事故、災害等に関する報告連絡体制



当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】安全運行統括部 運行保安課

電話:054-267-5117

FAX:054-262-2220